

島根県東日本大震災避難者向け借上げ住宅事業実施要綱

制定 H23. 8. 31

改正 H25. 3. 21

改正 H26. 3. 11

改正 H27. 3. 6

改正 H28. 3. 25

改正 H29. 3. 15

改正 H30. 3. 15

改正 H31. 3. 1

改正 R2. 3. 17

改正 R3. 3. 16

改正 R4. 3. 16

改正 R5. 3. 3

改正 R6. 3. 14

改正 R7. 3. 13

(目的)

この要綱は、東日本大震災により被災した県(以下「被災県」という。)からの要請に基づき、東日本大震災により、住宅を失い又は使用することができず、自らの資力では住宅を確保することのできない被災県から島根県内への避難者に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅として借り上げる民間賃貸住宅(以下「借上げ住宅」という。)を、県が供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(入居者の要件)

第2条 借上げ住宅に入居できる方は、東日本大震災発生時に福島県の双葉町に居住していた方で、島根県内に避難するものとする。(令和6年7月22日公表)

(県の役割)

第3条 県は、借上げ住宅に関する次の事務を行う。

- (1) 借上げ住宅の決定に関すること。
- (2) 借上げ住宅の貸主との契約に関すること。
- (3) 入居者の決定及び入退去に関すること。
- (4) 借上げ住宅の家賃等の支払いに関すること。
- (5) 借上げ住宅に係る仲介手数料の支払いに関すること。
- (6) その他借上げ住宅の借主、仲介業者及び貸主並びに被災地自治体との調整に関すること。

(仲介業者の役割)

第4条 仲介業者は、借上げ住宅の供給に関する次の事務を行う。

- (1) 貸主と県との契約に関すること。
- (2) 入居者の入居手続きに関すること。
- (3) その他貸主と入居者の仲介及び調整に関すること。

(借上げ住宅の条件)

第5条 借上げ住宅は、貸主が県を借主とする三者契約に同意している民間賃貸住宅とする。

2 家賃は、1物件への入居人数が3名以下の場合は月額6万円程度とし、1物件への入居人数が4名(乳幼児を除く。)以上の場合は7万円程度とします。ただし、特別な事情があり、選択できる物件が極めて限られると県が認める場合は、この限りでない。

(借上げの期間)

第6条 借上げ住宅の借上げ期間は、入居の日から15年間(最長令和8年3月末日まで)を期限とする。

(避難者自らが契約した民間賃貸住宅の借上げ)

第7条 東日本大震災発生後、第2条に規定する者が、第5条の条件を満たす民間賃貸住宅を自ら契約している場合は、当該民間賃貸住宅を県名義の契約に置き換えることができる。

(経費の負担)

第8条 借上げ住宅に必要な経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家賃、共益費及び管理費は、県が負担する。
- (2) 退去時修繕費は、県が負担することとし、家賃の1か月分を上限とする。
- (3) 仲介手数料は、県が全額負担することとし、1物件当たり家賃の0.55か月分を上限とする。
- (4) 損害賠償保険の加入に要する費用は、県が負担する。
- (5) 電気料金、水道料金、ガス料金及び自治会費等は、入居者が負担するものとする。
- (6) 敷金、礼金及び契約更新手数料は、負担しない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成23年8月31日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年3月11日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年3月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年3月16日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月3日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年3月13日から施行する。